

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 土浦 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人 筑波大学	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大・昭 平・令	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
	給与の支払者の法人(個人)番号 * * * * * * * * * * * *	世帯主の氏名			
	給与の支払者の所在地(住所) 茨城県つくば市天王台1-1-1	あなたの職員番号 * * * *	あなたの統柄 (郵便番号 -)	あなたとの統柄	
		あなたの住所 又は居所	配偶者の有無 有・無		

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等 A 源泉控除対象配偶者(注1)	(フリガナ) 氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭28.1.1以前生)	令和4年中の 所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和4年中に異動があった場合に記載してください(以下同じです。))
		あなたの統柄	生年月日	特定扶養親族 (平12.1.2生~平16.1.1生)	非居住者である親族 生計を一にする事実		
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平19.1.1以前生)	1	* * * * * * * * * * * *	明・大 昭・平	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円		
		* * * * * * * * * * * *	明・大 昭・平	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
		* * * * * * * * * * * *	明・大 昭・平	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円		
		* * * * * * * * * * * *	明・大 昭・平	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			
C 障害者、寡婦、 ひとり親又は勤労学生	□ 障害者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	本 人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族	□ 寡 婦 □ ひとり親 □ 勤 劳 学 生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
				(人)			
				(人)			
				(人)			
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏 名	あなたの統柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏 名 あなたの統柄 住所又は居所	異動月日及び事由	
			明・大・昭 平・令				
			明・大・昭 平・令				

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の 扶養親族 (平19.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号		あなたの統柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和4年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
		1	* * * * * * * * * * * *	平 令	・ ・			円	
	2	* * * * * * * * * * * *	平 令	・ ・			円		
	3	* * * * * * * * * * * *	平 令	・ ・			円		

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

扶

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和4年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年の中途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和4年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。
- (6) 以下に掲げる親族が非居住者^(注1)である場合には、その親族に係る「親族関係書類」^(注2)をこの申告書に添付してください。
 - イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
 - ロ 源泉控除対象配偶者
 - ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
- また、年末調整において、上記イ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和4年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」^(注3)を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事実」欄又は「障害者又は勤労学生の内容」欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」を添付した上で提出してください。(上記ロに該当する配偶者について配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「給与所得者の配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります)。
- なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国语により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- (注1) 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
- 2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。
 - ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し
 - ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります)。
- 3 「送金関係書類」とは、次の書類あなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
 - ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを見明らかにする書類

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー(個人番号)を記載してください。
- (3) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。
- また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
- (5) 「令和4年中の所得の見積額」欄には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限度とします))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
- なお、非課税される遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (6) 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
- (7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和4年内にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
- (8) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
 - イ 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者であるときは同居の有無)、マイナンバー(個人番号)^(注4)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和4年中の所得の見積額(これらの方の事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます)。
 - また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和4年内にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します)。
 - (注) 一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
 - ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和4年内の所得の種類とその見積額
 - (注) 審査又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
 - (9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
 - (10) 「住民税に関する事項」欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人(平成19年1月2日以後に生まれた人)について記載してください。なお、その人が控除対象国外扶養親族(国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢16歳未満の人をいいます)である場合には、「控除対象国外扶養親族」欄に○印を付けてください。また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を令和5年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。
 - (注) 「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 扶養親族等の範囲

- 【①同一生計配偶者】** 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人
- 【②控除対象配偶者】** ①の同一生計配偶者のうち、令和4年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者
- 【③源泉控除対象配偶者】** 所得者(令和4年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の所得の見積額が95万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人
(注)夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 【④扶養親族】** 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和4年中の所得の見積額が48万円以下の人
- 【⑤控除対象扶養親族】** ④の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人(平成19年1月1日以前に生まれた人)
- 【⑥特定扶養親族】** ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた人)
- 【⑦老人扶養親族】** ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和28年1月1日以前に生まれた人)
- 【⑧同居老親等】** ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
- 【⑨障害者(特別障害者)】** 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人
 - イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。
 - ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
 - ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。
- ホ 戰傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。
- ト 常に就寝を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。
- チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和33年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
- 【⑩同居特別障害者】** ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
- 【⑪寡婦】** 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和4年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下)、かつ、その所得者と事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(⑫のひとり親に該当する人を除きます。)
 - イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人
 - ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人
- 【⑫ひとり親】** 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和4年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人
 - イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人
 - ロ その所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和4年中の総所得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。)を有する人
- 【⑬勤労学生】** 所得者本人で、次の全てに該当する人
 - イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。
 - ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。
 - ハ 令和4年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

記入要領（令和4年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書）

本学が主たる勤務先の場合に提出します

1. 必須事項

- 職員番号・氏名(フリガナ)・生年月日・住所(住民登録住所)・配偶者の有無
- 世帯主の氏名・・・住民票のある住所の世帯主を記載
- あなたとの続柄・・・住民票のある住所の世帯主の続柄を記載

2. 扶養親族がいる場合

A. 必須事項

- ・氏名(フリガナ) ・あなたとの続柄 ・生年月日 ・住所または居所・令和4年中の所得の見積額 →注)

B. 記載欄

扶養親族が配偶者の場合 A 欄に、16 歳以上の場合は B 欄に、16 歳未満の場合は申告書下部の「住民税に関する事項」欄に記載する。

注)控除の対象となるのは、令和4年中の所得の見積額が以下の場合のみ

- 源泉控除対象配偶者に該当するのは、

申告者本人が **900万円以下** (給与所得だけの場合は収入額が **1,110万円以下(所得金額調整控除の適用を受けない場合は1,095万円以下)**) で、

扶養される配偶者が **95万円以下** (給与所得だけの場合は収入額が 150万円以下) の場合

※夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません

- 控除対象扶養親族に該当するのは、

扶養される者が **48万円以下** (給与所得だけの場合は収入額が 103万円以下) の場合

※所得の見積額が上記を超える場合、記載しない(控除の対象とならない)。

※所得・・・収入から必要経費を差し引いた金額。(下表[A]の金額)

【所得の見積額 計算表】

※遺族年金、雇用保険の失業給付金、育児休業中の育児給付金などは、非課税のため
所得に含めない。

所得の種類	収入金額等②	必要経費等⑤	所得金額(②-⑤)
給与所得 (1)	円	円 550,000	(マイナスの場合は 0)円
事業所得 (2)			
雑所得 (3)			
公的年金等収入		公的年金等控除額表 参照	
配当所得 (4)			
不動産所得 (5)			
退職所得 (6)		(退職所得控除額)	(②-⑤)×1/2 ※1000円未満切捨て
(1)~(6)以外の所得 (7)		(うち特別控除額 円)	一時所得又は長期譲渡 所得は1/2
(1)~(7)の合計額[A]			

3. 障害者、寡婦ひとり親又は勤労学生

・自身又は扶養親族がこれらに該当する場合、「C障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄の□にチェックを入れる。

・障害者に該当する方は、表及び「左記の内容」欄に該当する事実や人数及び氏名等を記載する。

※年齢 16 歳未満の扶養親族及び同一生計配偶者も対象となりますので、ご注意ください。

・勤労学生に該当する場合は、「左記の内容」欄に該当する事実を記載する。

・寡婦・ひとり親は「左記の内容」欄に記載する必要はありませんのでチェックのみ入れてください。

寡婦・ひとり親の控除の対象となるかは 3 ページ目の「ひとり親控除、寡婦控除に関する申告」をご確認ください。)

記入要領(令和4年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)

令和4年分 紙と電子申告書の扶養控除等申告書の記載例

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

「あなたの住所又は居所」欄には、
住民登録のある住所をご記入ください。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

- 扶養親族がいる場合に記載してください。

令和4年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書／ひとり親控除、寡婦控除に関する申告

「令和4年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」のC欄にて申告します。控除の対象となるか下記フローチャートで確認してください。

あなたは現在独身ですか。

未婚、離婚、もしくは配偶者と死別している、配偶者の生死が不明 ⇒ はい

婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合 ⇒ いいえ

はい ↘

いいえ ↘

あなたの合計所得金額(見積額)は 500万円以下※ですか。

※給与のみの場合、収入 6,777,778 円以下

いいえ ↗

はい ↘

あなたと生計を一にしており、あなた自身が扶養している子※はいますか。

※他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている子、総所得金額等が 48万円を超える子は除く

いいえ ↗

はい ↓

あなたは婚姻したことがある女性ですか

はい ↘

いいえ ↗

現在、独身である原因是、夫との死別(生死不明含む)ですかそれとも離婚ですか

死別
↓
離婚

離婚 ↗

扶養親族はいますか

はい ↘

いいえ ↗

ひとり親控除の対象です(控除額 35万円)

寡婦控除の対象です(控除額 27万円)

ひとり親控除、寡婦控除は適用されません

公的年金等控除額表

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

(注) 年齢65歳以上の人とは、昭和32年1月1日以前に生まれた人をいいます。